

令和4年8月5日

新潟労働局長
吉野彰一 殿

新潟地方最低賃金審議会長
永井雅人

新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け新労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、引き続き政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、令和2年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額831円）は令和2年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 890円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

